

定期監査報告書

1 監査の対象
全課

2 監査の実施日
平成31年1月9日（水）から1月18日（金）まで

3 監査の方法

平成30年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、監査対象課から提出された下記資料等を基に関係諸帳簿の照合、あわせて関係職員からの説明を受けるとともに、平成30年度に実施した決算審査、例月出納検査等の結果も参考にして監査を実施した。

(1) 職員の配置状況、事務分担表及び業務マニュアルの作成状況

(2) 事業の執行状況

- ① 工事費について
- ② 委託料の契約について
- ③ 委託料の見直しにより効果が上がったもの

(3) 補助金の交付

(4) 備品管理の状況

(5) 収支の状況（財政課の様式による）

※下水道事業については、総勘定元帳及び予算執行状況

(6) 収入未済額の状況

(7) 基山町情報セキュリティ規程の遵守の状況

4 監査の結果及び監査委員の意見

財務に関する事務の執行及び事業の管理状況は全般を通じ、おおむね適正に処理されているものと認められた。

また、監査の結果、違法または不当な処理は見受けられず、計数にも誤り

はなく適正に予算執行されていた。

監査結果に対する意見は、次のとおりである。

(1) 効率的・効果的行政組織の確立

- ① 基山町役場が基山町の核として機能することが重要であり、行政組織として職員の適正配置、事務分担の公平性を保ち、効率的・効果的な事務の遂行を行っていただきたい。
- ② マニュアルは、現行業務の遂行、継承だけでなく、危機管理の基本であり、新規職員や異動してきた職員の教育、研修用のほか、習熟した職員の再認識する手段並びに事務処理をチェックする手段としても重要である。
- ③ 各課でマニュアル類は作成しているが、新規の事務を含め現状にのっとり随時作成、修正を行い、引き続き円滑かつ適切な事務の遂行を行っていただきたい。

(2) 事業の執行状況

- ① 工事費については、2件を抽出し監査を実施したが、入札・契約等に係る事務、請負業者の施工等について適切に行われていた。
- ② 委託料については、平成28年度から30年度までを比較しながら、業者の選定方法、契約内容等について検証を行った。
- ③ 委託料は、契約先の選定方法、契約内容を精査するとともに、履行の確認を行い、委託の効果を適正に評価する必要がある、引き続き、内容の充実と経費削減に取り組んでいただきたい。

(3) 補助金の交付

- ① 産業振興の観点から商工会、農業団体、地域活動団体に補助金が交付されており、本年度交付の団体においてはほとんどが複数年の交付を受けている。

補助金の効果については、交付団体から提出される実績報告書等で確認がされており、金額の妥当性、交付の効果を厳格に査定することが重要である。

- ② 「補助金等検討委員会」については、第5次基山町行政改革大綱により設置が決まり、真に必要な補助金か、継続か否かを判断していくこととなっている。

しかしながら、平成30年度においても開催されていないため、早急かつ適正に機能させていただきたい。

(4) 備品管理

- ① 新規購入分については、監査委員により毎年現物確認を実施し、備品管理台帳に登載されていることを確認している。
- ② 各課に配備される備品については、金額や経過年数に関係なく担当課で年1回現物確認を実施し、廃棄備品については直ちに廃棄手続きを行っていただきたい。

(5) 収支状況

- ① 一般会計、特別会計歳入歳出予算執行状況表及び下水道事業予算執行状況表により確認を行ったが、計画的に遂行されている。
- ② 予算執行に当たっては、執行計画を一層精査し、年度末に向けて適切な補正を行い、予算の的確な執行管理に努めていただきたい。
- ③ 使用料、手数料、雑入等の収入金の調定に当たっては、各課で統一的な処理がされておらず、また、歳入予算執行状況表（明細）の月末における収入未済額が正しく計上されていない。

収入金の調定に当たっては、基山町財務規則第25条（歳入の調定）の規定により歳入調定を行っていただきたい。

(6) 収入未済額

- ① 収入未済額の主なものは、町民税、保育料、町営住宅使用料及び下水道使用料等であり、その状況等について確認を行った。
- ② 未収事案に対しては、継続的な接触による進行管理を徹底し、収入未済額の縮減に努めていただきたい。
- ③ なお、過年度分の未収について未納の期間が相当経過しているものもあるため、個々の事案の精査を行い適切に処理していただきたい。

(7) 基山町情報セキュリティ規程の遵守

- ① 個人情報を大量に保有し、外部との接触が多い町としては、セキュリティ対策に万全を期し、全職員が危機意識をもって取り組む必要があり、毎年重要な監査項目として取り上げている。
- ② 基山町情報セキュリティ規程の遵守の状況について聴取等を行ったが、研修は実施されているものの、自己点検、監査については実施されておらず、また、様式の整備についても一部見直し中のものがあった。
- ③ 今後、基山町情報セキュリティ規程の整備を早急に行うとともに、

確実な遵守を行っていただきたい。

特に、職員への教育は最低限の対策であり、次の項目は早急に対応していただきたい。

- ・研修については、全職員が受講できるよう配慮すること。
- ・自己点検、監査を定期的実施すること。

(8) その他

- ① 平成30年10月に実施した例月出納検査において、支払遅延の事案を把握し、今回、書類の保管状況等について聴取を行ったが、基山町文書管理規則第34条（未処理文書等の整理及び保管）が遵守されていなかったことが原因と推測される。

今後は、この規則の遵守を徹底させるとともに、管理者は定期的にその実態を把握、職員の指導を行うなど、処理遅延等の未然防止に努めていただきたい。

- ② 合宿所、多世代交流センター憩の家、ジビエ解体処理施設、増設した放課後児童クラブひまわり教室の4施設が平成30年度から新たに稼働している。

今後、利用状況や利用者の満足度等を検証し、利便性の向上を図り、効率的に運営されるよう取り組んでいただきたい。